

(表4)平成22年度立入検査口頭指摘事項(具体例)

項目	指摘事項	件数
資格に関すること		33
水道技術管理者		29
<p>技術管理者となる者の責務権限等を明定し、組織内でその内容を共有することで、技術管理者となる者が適切に指名され、技術管理者が業務に従事・監督しやすい環境を整備すること。</p>		
<p>給水装置工事の検査について、検査は実施されているが、水道技術管理者の関与が書類で確認できず、また、口頭でも全ての工事の確認をしているものではない旨の発言があったため、技術管理者の従事・監督が不十分であると認められるので、今後適切に従事・監督すること。</p>		
<p>水道技術管理者について、地区ごとに補助者を置いているが、技術管理者との連携が不十分であり、緊急停止等の指揮命令系統が不明確であったため、責任も含め明確にすること。</p>		
<p>水道技術管理者は、給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合しているかどうかの検査に関する事務に従事し、及びこれらの事務に従事する他の職員を監督しなければならないが、書類により施設及び水質の検査の確認がなされておらず、技術管理者として適切に関与すること。</p>		
布設工事監督者		4
<p>布設工事以外の工事においても、布設工事監督者に資格要件を有する職員に監督させること。</p>		
<p>布設工事監督者について、一つの工事案件に対し2名が指名されているが、各々の業務内容や責任区分が定められていない。監督員通知等において、その分担が分かるように明定すること。</p>		
<p>布設工事監督者の責任区分、役割分担を明確にすること。</p>		
認可等に関すること		11
認可		0
各種届出		0
給水開始前検査		11
<p>配水施設（配水池を除く）及び給水装置の新設、改造において、残留塩素濃度検査が実施されていないため今後改善を図ること。</p>		
<p>給水栓において残留塩素濃度、色、濁り等の検査を行っていなかった。配水施設（配水池を除く）及び給水装置の新設、改造の場合においても、給水開始前検査に準じて必要な検査を行うこと。</p>		
水道施設管理に関すること		21
<p>鉛給水管について、宅地部の残存状況についても把握し、鉛給水管の早期解消に努めること。</p>		
<p>鉛管の使用者に対して、早期の取替の必要性和布設替え迄の対応を周知すること。</p>		

<p>最大注入率等を考慮して次亜塩素酸ナトリウムの仕様を決め、薬品基準への適合の確認を行うこと。</p>	
<p>電気計装・機械設備の定期点検を実施すること。 (緊急遮断弁の動作確認、濁度計・残塩計の校正及び点検など)</p>	
<p>衛生管理に関すること</p>	<p>12</p>
<p>健康診断</p>	<p>3</p>
<p>健康診断において、水道技術管理者は水道事務所勤務のため未実施だが、技術上の責務があるため浄水場等での現地判断も必要と想定されるため、水道技術管理者について健康診断を実施すること。</p>	
<p>定期の健康診断は6ヶ月ごとに実施することになっているが、直近の定期健康診断は6ヶ月を超過している(10月、5月)。また、聞き取り時にも年2回という認識であったことから、今後は6ヶ月ごとに実施すること。</p>	
<p>衛生上の措置</p>	<p>9</p>
<p>末端での残留塩素濃度の確認として、適正な場所での採水を行うこと。</p>	
<p>次亜塩素酸ナトリウム、消石灰が井戸の取水ポンプ稼働時に直接井戸に注入される仕組みとなっており、注入場所が不適切であるため、注入場所について検討すること(真殿水源地)。</p>	
<p>汚染防止の対策及び水道施設の警備強化として、防護柵等策がなく空気孔から異物投入が可能な配水池があり、対策が不十分であるため、水源汚染を未然に防止する措置や巡視頻度上げるなど警備強化に努めること。</p>	
<p>水質検査に関すること</p>	<p>18</p>
<p>水質検査計画の公表時期が当該年度の4月であったので、今後は前年度末までに公表すること。</p>	
<p>水質検査の採水場所は、給水量(500m³以上の配水池)から採水場所を選定するのではなく、他に水が滞留している箇所を考慮して水質基準に適合するかどうかを判断できる場所を選定すること。</p>	
<p>水質検査計画において、「その他水質検査の実施に際し配慮すべき事項」として、水質検査結果の評価に関する事項、水質検査計画の見直しに関する事項、水質検査の精度及び信頼性保証に関する事項、関係者との連携に関する事項を記載すること。</p>	
<p>カビ臭物質の検査頻度について減は認められていないにもかかわらず、減としているため、適正な頻度で実施すること。</p>	
<p>水質管理に関すること</p>	<p>16</p>
<p>汚染源の把握</p>	<p>1</p>
<p>クリプトスポリジウム等対策について、一部の水源(深井戸)についておそれの判断を行っていなかったため、早急におそれの判断を行い、レベルに応じた対策を講じること。</p>	

<p>クリプトスポリジウム対策</p> <p>クリプトスポリジウム等の対策として、レベル1施設の施設点検は、外部の目視点検のみで、内部の撮影等による被圧地下水以外の水の混入がないことや堆積物の状況の確認がされていなかったため、指針に基づき適切に検査すること。（レベル1の検査が困難な場合は、レベル2の検査でも可）</p> <p>クリプトスポリジウム等による汚染のおそれの高いレベル4施設においては、水質検査計画等に基づき、適切な頻度で原水のクリプトスポリジウムの検査を実施すること。浄水を毎日1回20リットル採水し、14日間保存することが望ましい。</p> <p>クリプトスポリジウム等対策について、レベル1に位置づけられている水源（深井戸）で施設検査を行っていなかった。今後は、おそれの判断を見直す等して適切な対策を講じること。</p>	15
<p>危機管理対策に関すること</p> <p>作名ダムは一般の車両も進入できるが、ダムの取水バルブ等が容易に操作できる状態であった。バルブをチェーン等で固定するなど、危機管理の観点から水道施設の適切な管理を行うこと。</p> <p>水源施設（深井戸）について、警備強化等の危機管理対策が不十分であった。万が一テロ等が発生した場合も、給水への影響を出さない、又は被害を最小限に抑える対策を検討すること。</p> <p>情報セキュリティ対策が不十分なため、外部記録媒体の使用制限、外部からのアクセス制限等、情報セキュリティ対策を強化すること。</p> <p>危機管理マニュアル類について、テロ対策及びクリプト対策マニュアルを整備し、併せて連絡体制や指揮命令系統を整備すること。</p> <p>薬剤の保管を厳格に実施すること。（取扱責任者を定め、薬品台帳への使用量を記録するなど）</p> <p>新型インフルエンザ対策については、発生段階に応じて優先すべき業務の設定を行うとともに、必要最低限の人員を確保に努めるなど業務継続計画を策定すること。</p>	56
<p>住民対応に関すること</p> <p>住民への情報提供として、耐震性能や耐震化に対する取組については実施されていない。ビジョン作成に合わせて情報提供を行うこと。併せて、応急給水場所等も積極的に情報提供すること。</p>	4
<p>資源・環境に関すること</p> <p>（特定施設ではない）宮下浄水場の急速ろ過池洗浄排水について目視で確認したところ、茶色の濁質排水が認められたため、生活環境上支障のないように何らかの措置を講ずること。</p>	2
<p>その他</p>	0